

川島町高齢者福祉計画及び介護保険運営推進協議会設置条例

平成25年12月25日
条例第44号

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する老人福祉計画（以下「高齢者福祉計画」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）（以下「介護保険法」という。）第117条第1項に規定する介護保険事業計画（以下「介護保険事業計画」という。）を策定し、当該計画の進行管理を行うこと、並びに介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び介護保険法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービス（以下「地域密着型サービス等」という。）の適正な運営を確保するため、川島町高齢者福祉計画及び介護保険運営推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 高齢者福祉計画の策定並びに執行状況の点検及び評価
- (2) 介護保険事業計画の策定並びに執行状況の点検及び評価
- (3) 介護保険制度の運営状況に関する事項
- (4) 地域密着型サービス等の事業者の指定、変更及び廃止に関する事項
- (5) 地域密着型サービス等の事業者の指定基準及び報酬基準に関する事項
- (6) 地域密着型サービス等の運営に関する事項
- (7) その他必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、18人以内をもって組織する。なお、協議会の委員は、川島町地域包括支援センター運営協議会の委員を兼ねることができる。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) サービス事業所の代表
- (3) 公募による被保険者

3 委員の任期は3年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長がその議長となり、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 協議会の会議は、必要に応じ委員以外の関係者の出席を求めることができる。

4 委員は、直接利害関係のある議事については、会議に出席することができない。ただし、協議会の同意があったときは、会議に出席して発言することができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。